

議会改革・活性化検討委員会協議結果報告

平成 30 年 8 月 30 日現在

提出された検討項目		協 議 結 果
番号	提 案 事 項	
1	議会報告会は議会基本条例に基づいて実施しているが、3年を経過し、内容をもっと統一し、再検討すべき課題が多いのではないか。	<p>議会報告会においては、議会としての統一性を図るため、次の項目について、内容等を統一して実施するものとする。ただし、報告会開催の日程、場所等については、各班の代表者において協議し、決定した事項以外は、各班の自由裁量とする。</p> <p>(1) 式次第 (2) 報告内容にかかる資料 (3) 報告会で出された質問等への回答の仕方</p> <p style="text-align: right;">【H28.10.21 決定】</p>
2	昨年、議員定数削減をおこない、常任委員会も3から2に、同時に各常任委員会と各種団体との意見交換会も減少したが、開催してみると好評であり、まず前回と同じくらいに回数を増やすべきでないか。	<p>各常任委員会と各種団体との意見交換会は、年2回程度を目標として、開催していくこととする。</p> <p style="text-align: right;">【H28.10.21 決定】</p>
3	本市では西村山広域行政事務組合に6名の議員（議長含み）を派遣しているが、出席していない議員への周知や報告が明確化になっていない。各本会議での市長による行政報告の後に、西村山広域行政事務組合議会報告会をすべきでないか。	<p>西村山広域行政事務組合議会の報告について、本市議会議員へ周知を行うため、西村山広域行政事務組合議会終了後の議員懇談会において、西村山広域行政事務組合議会運営委員長より報告を受けるものとする。</p> <p style="text-align: right;">【H28.10.21 決定】</p>

4	<p>政務活動費の情報公開(常時ホームページ掲載)</p> <p>市民に開かれた議会にするため、議会から積極的な情報開示をするべきではないか。</p>	<p>政務活動費の情報公開については、平成28年度の政務活動費から収支決算書及び領収書を市議会ホームページに掲載するものとする。ただし、市議会ホームページへの掲載期間は5年間とする。</p> <p style="text-align: right;">【H28.10.5 決定】</p>
5	<p>議会基本条例の見直し</p> <p>第23条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。</p> <p>検証はまだ行っていない、行うとすればどこで行うのか？</p>	<p>議会基本条例第23条の規定による検証は、市議会議員選挙前の2年も含めて4年分について、市議会議員選挙から2年経過後の3年目に議会改革・活性化検討委員会の中で検証を行うものとする。</p> <p style="text-align: right;">【H28.10.21 決定】</p>
6	<p>タブレット導入に関連して</p> <p>※現在の議場への持ち込み規制について再検討の必要あり。</p> <p>※各種案内等のお知らせについて</p>	<p>タブレット（スマホも含む。）の議場への持込は、許可するものとする。ただし、音の出ない配慮と個人的な使用目的（メール、電話の応対等）の使用は不可とする。</p> <p style="text-align: right;">【H28.10.21 決定】</p>
7	<p>決算特別委員会の日程について</p> <p>本市議会では、決算特別委員会の初日は、本会議で委員会付託を受け、予算特別委員会終了後に開催することとしているが、議事日程では、最初に決算認定議案があり、次に補正予算議案、条例改正議案等の順番で議事日程を組んでいる。</p> <p>県内他市議会でも、議事日程どおりに各委員会を開催している状況であり、本市議会においても、議事日程のとおり先に決算特別委員会を開催し、その後予算特別委員会を開催することに改めるべきではないか。</p>	<p>議事日程のとおり先に決算特別委員会を開催し、その後予算特別委員会を開催することとする。</p> <p style="text-align: right;">【H29.1.20 決定】</p>

8	<p>管内視察の報告書について</p> <p>最近、管内視察報告書を提出するようになってきているが、必要なのかどうか、再検討を要するのではないか。</p>	<p>管内視察報告書については、議長に対し常任委員長名で1部提出するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【H29.1.20 決定】</p>
9	<p>議長祝辞・あいさつ原稿の作成について</p> <p>各種の会合、祝賀会等における議会を代表する議長の祝辞・あいさつについては、以前のように事務局において原稿を作成すべきではないか。</p>	<p>議長に対して祝辞又はあいさつ等の依頼がある場合は、議長にその会合の趣旨等についての資料（箇条書き又はメモ書き等）を事務局が準備するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【H29.1.20 決定】</p>
10	<p>元議員の叙勲祝賀会の取り扱いについて</p> <p>現在、元市議が叙勲をいただいた際、前例として、祝賀会の実行委員として参加しており、議会事務局も事務一切を請け負っているが、元市議とは言え今は一般人ですので、議会事務局が事務を引き受けるのは如何かと思うし、県内13市のうちで3市しか行っていないとの説明もありましたので、市民から、おかしいのではと言われる前に、前例を改め、議会にまかせるのではなく、個人で行っていただくことにしていただきたい。ただし、議員が実行委員になることには、本人任せとしたいが如何か。</p>	<p>叙勲祝賀会を開催する際は、議会事務局にその開催に係る事務等の手伝いを要しない形で実施していただくものとする。</p> <p style="text-align: right;">【H29.12.20 決定】</p>
11	<p>中間改選時における議長の会派所属について</p> <p>中間改選時において、各委員会委員等を各会派の所属人数で按分する方法により割当人数を決める際、議長は会派に属さない議員として取り扱われるため、按分の基礎となる会派の所属人数にひずみが生じてしまう。このため、中間改選時の議長については、本人の意思で所属する会派（グループ）を選択できるものとし、その会派（グループ）の人数を基礎として按分することでいかがか。</p>	<p>中間改選時における議長は、本人の意思で所属する会派（グループ）を選択できるものとし、中間改選時に各委員会等の人数を各会派（グループ）の所属人数で按分する方法で算出する際、議長も含めた会派（グループ）の人数により按分するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【H29.12.20 決定】</p>

1 2	<p>タブレット端末のフォルダーの充実について</p> <p>寒河江市オフィシャルホームページには、執行部担当各課の市民向け資料が一部掲載されているが、それ以外の資料について、タブレット端末のフォルダーに入れていただき、有効活用できるように充実すべきでないか。</p> <p>また、議会図書室にある関係文書なども順次スキャンして、将来的にデジタル保存すべきでないか。</p>	<p>タブレット端末の有効活用とデジタル化の推進について</p> <p>ペーパーレス化の推進及び市政施策等の情報共有を図るため、議会で行われる各種会議資料並びに先例集及び議会申合せ規定等、議会取扱文書のデジタル化を行うとともに、市民への議会報告及び市政施策等の説明に際し、タブレットを活用した分かりやすい説明に取り組むものとする。</p> <p>また、議会でも取り扱う公文書等の文書保存については、市の文書保存にかかるデジタル化の取組みに合わせて、議会として積極的にデジタル化を図っていくこととする。</p> <p style="text-align: right;">【H30.6.14 決定】</p>
-----	---	--